

個人情報保護・データ保護規制ニュースレター



I データ保護法: 2020 年の振り返りと 2021 年の要対応ポイント
II. 個人情報保護・データ保護規制 各国法アップデート

2020年
12月23日号

I. データ保護法: 2020 年の振り返りと 2021 年の要対応ポイント

執筆者: 石川 智也、津田 麻紀子

データ保護法の分野は大きなアップデートが続いており、日本企業にとって 2021 年は「プライバシー・ビッグイヤー」となる可能性を秘めている。特に、①個人情報保護法の 2020 年改正、②SCC 改定に伴う既存の SCC の廃止と改定版 SCC の巻き直し、③CCPA を大幅に規制強化したカリフォルニア州プライバシー権法(CPPA)の成立の影響を受ける企業は多い。また、日・米・欧の 3 極を中心としてグローバル対応が必要なデータ漏えい事案や、当局による執行・データ主体による権利行使事案が増加しており、2021 年こそは、各国のデータ保護法への対応の方向性に目途を付けることが求められる。

1. 個人情報保護法の 2020 年改正への対応

2020 年 6 月 5 日、「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し、同月 12 日に公布された¹。改正法の施行時期としては 2022 年の春～6 月が予定されている。今後のスケジュールとしては、2021 年初頭に施行令・施行規則の案がパブリックコメントに付され、春頃にそれらを踏まえた施行令・施行規則の公表が、そして同年夏頃にガイドライン・Q&A の公表が予定されている。

企業としては、遅くとも 2021 年初頭に施行令・施行規則の案が公表されたところで、自社グループへの影響範囲の評価を本格的に開始し、施行令・施行規則が確定した夏以降に必要なドキュメントの整備(社内規則の修正、プライバシーポリシーの修正、ベンダーとの契約の見直し、外国にある第三者との間の契約類の見直し等)や態勢整備(個人データの漏えい等への対応、権利行使に備えた対応)を行うことが求められる。ただし、権利行使事由の拡大と個人関連情報の概念の創設については、既存のシステムの改修や個人に関する情報の取得・利用の仕組みそのものの変更等が必要となる事業もあり、早期の対応が必要になり得ることに留意が必要である。

また、この改正の動きとは別に、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の三法の統合も検討されており、その動向も注視が必要である。

¹ この改正に係る法案の概要は、[当事務所 個人情報保護・データ保護規制ニュースレター2020 年 3 月 24 日号](#)を、国会審議における議論のポイントについては[当事務所 個人情報保護・データ保護規制ニュースレター2020 年 6 月 26 日号](#)を参照されたい。

本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

2. GDPR のアップデートへの対応

(1) EEA 域外への個人データの移転についての補完的措置の実施

欧州司法裁判所における Schrems II 判決及びその後の動向は、グローバルでのデータ移転の仕組みに絶大なインパクトを与えた。

すなわち、欧州司法裁判所は、2020 年 7 月 16 日に、EU から米国に個人データを移転するための枠組みの 1 つであるプライバシーシールドを無効と判断するとともに、標準契約条項(Standard Contractual Clauses)に基づいて、十分性認定を受けていない国へ個人データを移転する場合であって、かつ、SCC の締結だけでは、移転先において EU と実質的に同等の個人データの保護水準を保証できない場合には、補完的措置(supplemental measures)を講じて対応する必要があると判断した²。この判示を受けて、欧州データ保護評議会(EDPB)は 2020 年 11 月 10 日にレコメンデーション案を公表し、上記判決への対応手順と補完的措置の具体的内容を公表した³。

実際、EEA 域内の企業においては、十分性認定を受けていない国への個人データの移転に慎重になる動きが広がっており、上記の対応手順に従って EEA 域外への個人データの移転状況を洗い出すとともに、必要とされる補完的措置を検討する動きが広がっている。日本企業においても、EEA 域内の子会社から、EEA 域外への個人データの移転について懸念を示される例も出始めており、今後急ピッチでこの点への対応が必要になってくることが見込まれる。

(2) SCC の改定・巻き直し

欧州委員会は、2020 年 11 月 12 日に SCC の改定案を公表した。現在利用されている SCC は、SCC の改定案が発効後利用できなくなる見通しである(ただし、締結済みの SCC については 1 年間の猶予期間がある)ため、来年から再来年にかけて、多くの日本企業において SCC の巻き直しが必要となる可能性が高い。

改定版の SCC は、大要、個人データの移転先が GDPR が適用される場合と同水準の義務を負うように設計されており、締結に当たってはその内容を遵守できるかの検討が必要である。たとえば、GDPR が適用される個人データを処理する管理者が EEA 域外の管理者に個人データを移転した場合において、移転先で重大な個人データの漏えい事案が発生したときには、移転先が移転元の管理者を管轄する当局に個人データの漏えいに関する通知を行うよう義務付けられている。

(3) GDPR 施行から 3 年が経過することに伴う対応状況の監査の実施

GDPR は施行から 3 年が経過して新たなガイドライン・実務が集積しており、現在の GDPR 対応の実務は、2018 年 5 月の施行当初と大きく異なっている。また、公表されているものだけでも当局による制裁金事案が 500 件程度出ている上に、B to B ビジネスにおける従業員情報の取扱いや、権利行使対応の不適切さに起因した事案も多いため、現地日系企業における GDPR 対応の完了を急ぐ必要がある。たとえば、GDPR 対応時に従業員から同意書を集めた例、データ処理契約に技術的・組織的措置の内容が書かれていない例、拠点の監視カメラの運用についてデータ保護影響評価(DPIA)を行っていない例、現地企業のウェブサイトにおいて適切なクッキー同意ツールが設置されていない例等は、何れも GDPR への対応が不十分であり、かつ、現実に制裁金が課され得る事案である。

日本の親会社としては、これらの状況を踏まえ、現地日系企業における GDPR 対応の実施状況について監査を行うべき時期にあるといえる。

(4) データ漏えい事案への対応

EEA 域内の個人に関する情報が含まれたデータが漏えいすると、GDPR との関係で対処に苦慮することが多い。日本企業においては、施行から 3 年を踏まえた GDPR 対応の見直しとともに、GDPR 対応が必要と判断した個人データについて、どのような場合に、どこのデータ保護当局に通知すべきか、制裁金の実務はどのようなものなのかを改めて整理しておくことが望ましい。

² 詳細は、[当事務所 ヨーロッパニューズレター2020 年 7 月 29 日号](#)を参照されたい。

³ 詳細は、[当事務所 ヨーロッパニューズレター2020 年 11 月 17 日号](#)を参照されたい。

3. CCPA のアップデート、カリフォルニア州プライバシー権法(CPRA)への対応

(1) CCPA への対応状況の確認

米国の動きとしては、2020 年 1 月 1 日に施行された CCPA が 7 月 1 日に執行開始された。また、データ主体への通知やプライバシーポリシーの記載項目、権利行使がなされた場合の対応等の詳細について定めた CCPA 規則が 8 月 14 日に施行された。施行当初より懸念されたクラスアクションは実際に発生しており、高額な和解金の支払いを伴う和解がなされた事案も近時報道されている。

2020 年 1 月 1 日の CCPA 施行に合わせて対応した企業においては、その後の CCPA 規則の施行に伴って開示事項や権利行使がなされた場合の社内でのプロセスを見直す必要があるため確認されたい。また、CCPA 規則は、施行後も追加で若干の見直し案が公表されているため、今後の動向を注視する必要がある。

(2) CPRA の適用スコープと影響範囲の確認

2020 年 11 月 3 日には、CCPA を大幅に改正して規制強化する態様にてカリフォルニア州プライバシー権法(California Privacy Rights Act(CPRA))⁴が可決されており、この CPRA は 2023 年 1 月 1 日より施行される予定である。CPRA においては、CCPA と異なり、従業員情報や B to B の顧客情報についても適用が猶予されなくなるため、CCPA よりも多くの日本企業において対応が必須となる見通しである。

CPRA への対応としては、まずは自社グループの中に適用スコープに含まれる企業があるか、あるとしてどのような対応事項があるか影響の程度を評価することが重要であると考えられる。特に、位置情報を含め、センシティブデータの取扱いが規制されている点、保持期間の設定が求められている点、データ処理の内容によってはサイバーセキュリティ監査やリスク評価が必要となる点は、米国で個人データを収集するビジネスにとって、少なからず影響があると思われる。

(3) 連邦プライバシー法によるビジネスへの影響可能性の評価

米国では連邦プライバシー法の制定に向けた機運も高まっており、共和党・民主党の何れの家も一部の論点を除いて似通ったものとなってきている。現時点で具体的なドキュメント作成等を行うことができるわけではないものの、米国で個人データの収集を行うビジネスにおいては、連邦プライバシー法との関係でもビジネスへの影響可能性を評価すべき段階に入ってきていると思われる。

4. その他各国法への対応

その他の各国においても、続々と個人情報保護に関する新法の制定や施行といったトピックが目立った年であり、グローバルでデータ保護の水準が底上げされつつあるように感じられる。

たとえば、アジアでは、中国において、個人情報セキュリティ分野において最も重要な国家基準である「情報安全技術 個人情報安全規範」が 2020 年 10 月 1 日から施行されたほか、包括的な個人情報保護法の制定に向けた動きが見られる。また、韓国においては、個人情報の定義の明確化、委員会の独立性・執行機能の強化、金融分野におけるデータ経済の活性化等を意図した個人情報に関連する三つの法律の改正が 2020 年 8 月 5 日に施行されており、個人情報保護委員会による執行強化の動きも見られる。さらに、シンガポールでは個人データ侵害時の通知義務の導入、みなし同意の拡大、同意以外の適法化根拠の拡充、データポータビリティ権の導入、迷惑メッセージからの保護の拡充、執行力の強化等が規定された改正法がまもなく公布される予定である⁵。タイにおいても、GDPR 類似の包括的な個人情報保護法が成立済みであり、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあって施行が 1 年延期されたものの、2021 年 6 月 1 日より全面施行される予定である。

アジア以外の地域でも、ブラジルでは LGPD⁶と呼ばれる新法が成立し、2020 年 9 月 18 日に発効した。また、ニュージーランドで

⁴ CPRA の内容については、[当事務所 個人情報保護・データ保護規制ニューズレター2020 年 6 月 26 日号](#)及び [11 月 20 日号](#)を参照されたい。

⁵ 改正法の法案の概要については[当事務所 アジアニューズレター2020 年 7 月 21 日号](#)を参照されたい。

⁶ LGPD の詳細については[当事務所 個人情報保護・データ保護規制ニューズレター2020 年 9 月 30 日号](#)を参照されたい。

も、重大なプライバシー侵害が生じた場合の通知義務の追加、外国への情報開示の制限、国際的なプラットフォームへの法の適用の明確化、罰則の強化等の改正を盛り込んだ新たなプライバシー法が2020年12月1日に施行された。ドバイでも新しいデータ保護法が2020年6月1日に成立し、2020年7月1日から施行された。その他にも、アフリカを含め世界各国で個人情報保護に関する新法の制定や施行といった動きが進んでいる。

基本的には、自社グループの拠点がある国・地域で個人情報保護法制が成立した場合には、当該拠点でその法制への対応を行うことになる。他方で、その国・地域の個人情報保護法制が日本企業に域外適用されることを前提に日本側でも対応するかについては、域外適用のスキームの検討と、実際の執行リスクを踏まえて判断していくことになる。

5. まとめ

本稿がデータ保護法の分野における2021年の対応課題の洗い出し・優先順位付けに役立つことがあれば幸いである。

また、新たな対応課題が2021年に発生すると思われるが、日本企業にとって重要なトピックについては、可能な限りこの個人情報保護・データ保護規制ニュースレターにおいて紹介していく予定であるため、2021年も引き続き当事務所の個人情報保護・データ保護規制ニュースレターをご覧ください。



いしかわ のりや
石川 智也

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
フランクフルト&デュッセルドルフ事務所共同代表
n.ishikawa@jurists.co.jp

2006年弁護士登録。2005年東京大学法学部卒業、2015年バージニア大学ロースクール卒業(LL.M.)、2016年ミュンヘン知的財産法センター卒業(LL.M.)、Noerr法律事務所ミュンヘンオフィスに出向、2017年ニューヨーク州弁護士登録。GDPRを初めとするグローバルでの個人情報保護法制・データ規制へのコンプライアンス対応について多くの日本企業にアドバイスを提供しており、関連する講演・執筆記事も多数。日本経済新聞社による「2019年に活躍した弁護士ランキング」の「データ関連分野」で、総合ランキング1位(企業票+弁護士票)、週刊東洋経済(2020年11月7日号)特集の「依頼したい弁護士」において、IT・個人情報・ベンチャー分野で選出されている。情報法制学会会員、Certified Information Privacy Professional/Europe(CIPP/E)。

つだ まきこ
津田 麻紀子

西村あさひ法律事務所 弁護士
m.tsuda@jurists.co.jp

2010年弁護士登録。経済産業省において、営業秘密の保護強化、及び、IoT、AIの普及に伴うビッグデータ活用を見据えた「限定提供データ」の創設に関する不正競争防止法の改正作業(2015年、2018年)に従事し、企業における情報管理全般を視野に入れながら関連する法令やガイドライン等の策定にも深く関与した実績を有する。現在は、企業情報の保護やデータの利活用という観点から、知的財産、データプロテクションに関する法令を主に取り扱っている。

Ⅱ. 個人情報保護・データ保護規制 各国法アップデート

執筆者: 岩瀬 ひとみ、松本 絢子、石川 智也、河合 優子、村田 知信

1. 日 本

- 2020 年 10 月 14 日以降開催の個人情報保護委員会において、改正法に関連する政令・規則等の整備に向けた論点が検討されている。2020 年 11 月末までに議論された項目は、[公表事項の充実・漏えい等報告及び本人通知](#)・[個人関連情報](#)・[仮名加工情報](#)である。
- 2020 年 12 月 5 日から 2021 年 1 月 8 日の間、総務省が、「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン(平成 29 年総務省告示第 152 号。最終改正平成 29 年総務省告示第 297 号)の解説」の改正案、「通信の秘密の確保に支障があるときの業務の改善命令の発動に係る指針(案)」及び「同意取得の在り方に関する参照文書(案)」について[意見募集](#)を行っている。
- 2020 年 12 月 12 日、個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律の一部施行に伴い、個人情報保護法の法定刑が引き上げられた。特に、命令違反や個人情報データベース等の不正提供の場合、法人の罰金刑の上限が 1 億円となる(法人重科)。なお、施行前の行為に対する罰則の適用については、改正前の個人情報保護法の規定が適用される。

2. E U

- 2020 年 11 月 10 日に公表された越境データ移転に関する欧州データ保護評議会によるレコメンデーション案と、同月 12 日に公表された欧州委員会による標準契約条項(SCC)改定案については、[当事務所 ヨーロッパニュースレター2020 年 11 月 17 日号](#)を参照されたい。
- 欧州司法裁判所は、2020 年 11 月 11 日、身元確認の目的で身分証明書のコピーが収集・保存されることについて、データ主体がそのように伝えられた上で同意した旨の条項を含む、電気通信サービスの提供契約は、以下のいずれかの場合には、当該データ主体が有効に GDPR 上の同意を与えたことを立証するものではないと判断した([Orange Romania 事件](#))。
 - ① 契約サイン前にデータ管理者が当該条項にチェックを入れている場合
 - ② データ主体が個人情報の処理を拒否したとしても当該契約が締結される可能性について、データ主体を誤解させ得る規約になっている場合
 - ③ 同意を拒否するためには追加で申請書に記入しなければならないために、データ主体が個人情報の収集・保存に反対する自由が不当に侵害される場合

3. 米 国

- 2020 年 8 月 14 日に発効した CCPA(カリフォルニア州消費者プライバシー法)規則([当事務所 個人情報保護・データ保護規制ニュースレター2020 年 8 月 27 日号](#)参照)について、2020 年 12 月 10 日、4 回目の[修正案](#)が公表され、同月 28 日までのパブコメに付されている。当該修正案は、2020 年 10 月 12 日に公表された 3 回目の修正案及び同修正案に対するパブコメを踏まえて作成されたものであり、オフラインにおいて収集された個人データの売却については、消費者本人に対し、オフラインの手段によってオプトアウト権を通知する必要がある旨を明確化する等、オプトアウト権の通知に関する規制等についてさらに修正を加えている。
- 連邦議会において [The bipartisan Internet of Things \("IoT"\) Cybersecurity Improvement Act of 2020](#) が可決され、2020 年 12 月 4 日、トランプ大統領による署名を経て成立した。同法は、連邦政府が調達・使用するインターネット接続デバイスに関して、National Institute of Standards and Technology(米国国立標準技術研究所。NIST)が、当該デバイスに関する最低限のサイバーセキュリティ条件等、連邦政府によるインターネット接続デバイスの適切な使用等に関する基準及びガイドラインを策定し公表すること等を定める。同法の制定を受けて、いずれは、民間企業が使用等するインターネット接続デバイスについても、NIST 等により一定の基準等が定められる可能性もあるという見方もある。

4. シンガポール

2020 年 11 月 20 日付でシンガポール個人情報保護法の改正法案(Personal Data Protection (Amendment) Bill 2020)のガイドライン案が公表された。当該ガイドライン案は、当該改正法案のうち、個人情報の収集、利用及び開示の枠組み、データブリーチ時の通知、課徴金規定等のシンガポール個人情報保護委員会が重要と考えている条項について、同委員会の解釈を示すものであり、当該改正法案の公布と同時に最終案が公表され発効する予定とのことである。

5. フィリピン

フィリピン国家プライバシー委員会が、2020 年 11 月 16 日付で 2020 年勧告第 4 号を発行した。同勧告においては、公共空間及び準公共空間にて監視カメラを使用して個人情報を取得している管理者及び処理者に対して、監視カメラで個人情報を収集し処理することの目的の特定やデータ保護影響評価等の、フィリピン個人情報保護法を踏まえて対応すべき事項が具体例とともに示されている。

6. ニュージーランド

2020 年 12 月 1 日、[改正個人情報保護法\(Privacy Act 2020\)](#)が施行された。同法は、1993 年以来約 27 年ぶりの大改正であり、プライバシー委員会事務局(the Office of the Privacy Commissioner)は改正内容の理解を促進するために[ガイダンス等の情報提供](#)を行っている。主な改正内容は以下のとおりである。

- ・ **新たなプライバシー侵害の報告義務**:改正法においては、事業者又は組織において重大な損害又はそのおそれを生じさせたと信じるプライバシー侵害が起きた場合、当該事業者又は組織はプライバシー委員会事務局及び影響を受ける個人に可及的速やかに通知しなければならないという新しい報告義務が定められている。プライバシー侵害の報告には [NotifyUs](#) というツールが使われる。
- ・ **新たな刑事罰**:改正法においては、他者の個人情報にアクセスするために agency(改正法の適用対象である者)を誤導すること(たとえば、見ることができない情報にアクセスするために誰かになりすますこと)は犯罪となる。また、事業者又は組織が、当該情報にアクセスすることを要請されていることを知りながら、個人情報を破壊することも犯罪となる。最大 1 万 NZ ドルの罰金が科せられる。
- ・ **プライバシー委員会の権限強化**:プライバシー委員会は、事業者又は組織に対して、改正法を遵守するためにある行為又はその中止を求めるコンプライアンス通知を発行することができることとされた。プライバシー委員会は、事業者又は組織に対して、ある個人に関する個人情報を保有しているか否かの確認や、当該個人に対してその個人情報へのアクセス提供を執行可能な形で指示することができることとされた。
- ・ **越境データ移転に関する規制**:改正法においては、事業者又は組織は、ニュージーランド国外にある agency に対して、受領する agency に改正法におけるのと類似の措置が適用されている場合にのみ、個人情報を開示することができることとされている。
- ・ **域外適用**:国外の事業者又は組織が、ニュージーランドにおいて事業を営んでいる場合には、物理的な拠点がニュージーランド国内に存在しない場合であっても、改正法におけるプライバシーに関する義務が適用される。

7. アブダビ

2020 年 11 月 19 日、アブダビ・グローバル・マーケット(ADGM)は、データ保護規則案についての[パブリックコンサルテーションペーパーを公表](#)し、2020 年 12 月 19 日を期限としてパブリックコメントの募集を行った。同規則案は、2015 年のデータ保護規則(以下「旧規則」という。)を改正するものであり、基本的には GDPR と平仄を合わせることが想定されているが、適用範囲については ADGM 内の主体に関する個人データの処理のみとすることや、越境移転禁止の例外的場面はより限定すること、旧規則でも定められていた定額のデータ保護料については DPO が必要となるデータ管理者にのみ適用することなど、ADGM 独自の規定も提案されている。新しいデータ保護規則は ADGM におけるデータ保護体制等に重大な変化をもたらすことになるため、ADGM で旧規則に基づき運営されている既存の主体には公布後 12 ヶ月、ADGM に新規参入する主体には公布後 6 ヶ月の移行期間を設けることが提案されている。



いわせ
岩瀬 ひとみ

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

h.iwase@jurists.co.jp

1997 年弁護士登録、2004 年ニューヨーク州弁護士登録。1994 年早稲田大学法学部卒業、2003 年スタンフォード大学ロースクール卒業(LL.M.)。知財/IT 関連の各種取引や争訟(特許関連訴訟、商標関連訴訟、システム関連紛争等)を主に扱う。IT 分野では、国内・外国が絡む、様々な局面における個人情報・データ関連の規制その他の問題や、クラウド、AI、IoT 等新しい技術を用いたビジネスに絡む各種法律問題についてアドバイスをを行う。



まつもと あやこ
松本 絢子

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

a.matsumoto@jurists.co.jp

2005 年弁護士登録、2013 年ニューヨーク州弁護士登録。2012 年ノースウェスタン大学ロースクール卒業(LL.M.)後、2012-2013 年ニューヨークの米国三菱商事会社および北米三菱商事会社に出向。国内外の M&A や企業組織再編のほか、コーポレートガバナンス、コンプライアンス、情報管理、ブランド戦略、保険等に関連する企業法務一般を幅広く扱う。情報管理関連では、個人情報や営業秘密、知財、インサイダー取引規制等に関する法律問題や、AI・クラウドに絡む法律問題等についてアドバイスを提供している。情報法制学会会員。



いしかわ のりや
石川 智也

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

フランクフルト&デュッセルドルフ事務所共同代表

n.ishikawa@jurists.co.jp

2006 年弁護士登録。2005 年東京大学法学部卒業、2015 年バージニア大学ロースクール卒業(LL.M.)、2016 年ミュンヘン知的財産法センター卒業(LL.M.)、Noerr 法律事務所ミュンヘンオフィスに出向、2017 年ニューヨーク州弁護士登録。GDPR を初めとするグローバルでの個人情報保護法制・データ規制へのコンプライアンス対応について多くの日本企業にアドバイスを提供しており、関連する講演・執筆記事も多数。日本経済新聞社による「2019 年に活躍した弁護士ランキング」の「データ関連分野」で、総合ランキング 1 位(企業票+弁護士票)、週刊東洋経済(2020 年 11 月 7 日号)特集の「依頼したい弁護士」において、IT・個人情報・ベンチャー分野で選出されている。情報法制学会会員、Certified Information Privacy Professional/Europe(CIPP/E)。



かわい ゆうこ
河合 優子

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

y.kawai@jurists.co.jp

2006 年弁護士登録。2013 年コロンビア大学ロースクール卒業(LL.M.)、2014 年ニューヨーク州弁護士登録。M&A、ジョイントベンチャー、各国データ関連法制への対応、ライセンス、電子商取引、株主総会対応その他企業法務全般について、クロスボーダー案件を中心に数多く担当。日本の個人情報保護法制については、多国籍企業を含む国内外の企業・組織をクライアントとし、データの域外移転、M&A に伴うデータの取扱い、医療・遺伝子関連データの取扱い等、多岐に渡る問題点について、多くのアドバイスを継続的に提供。情報法制学会会員。一般社団法人遺伝情報取扱協会監事。



むらた とものぶ
村田 知信

西村あさひ法律事務所 弁護士

to.murata@jurists.co.jp

2010 年弁護士登録、2018 年カリフォルニア大学ロサンゼルス校ロースクール卒業(LL.M.)後、ロンドンの知財ファームである Bristows LLP に出向。2019 年から 2020 年にかけてホーチミンオフィスで勤務し、ベトナム、タイ、シンガポール等を含む東南アジアのサイバーセキュリティ、データ保護等の IT 関連規制や IT・知的財産に係る取引・紛争を中心にアドバイスを提供している。基本/応用情報技術者試験合格、情報処理安全確保支援士登録(2019 年)。

西村あさひ法律事務所では、M&A・金融・事業再生・危機管理・ビジネスタックスロー・アジア・中国・中南米・資源/エネルギー等のテーマで弁護士等が時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。

バックナンバーは<https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters>に掲載しておりますので、併せてご覧下さい。

(当事務所の連絡先) 東京都千代田区大手町 1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel: 03-6250-6200 (代) Fax: 03-6250-7200

E-mail: info@jurists.co.jp URL: <https://www.jurists.co.jp>